

# 幕藩制的秩序の形成過程

——諏訪におけるその実態——

佐々木潤之介

## はじめに

従来、展開されて来た幕藩制論について、それが現在一定の水準までに達し、停滞的な様相を示すにいたったという評価に立てば、その停滞の理由は、数多くあろうが、そのなかで、とりあえず筆者が考えている方法上の問題としては、第一に、幕藩権力の権力構成の原理に、視点が確定されていないこと、第二に、幕藩制論の論拠が、特定の地域社会の封建的諸実体の実証的分析に基いておらず、その故に、幕藩制論が、地域社会研究の実証的検討の抽象的・論理的展開として行われず、わずかに、諸法令を対象とする政策史的観点からの分析によって、補完されているにすぎないこと、の二点である。

前者については、筆者は、その見通しを、「幕藩制第一段階の諸画期」(歴史学研究二六〇号所収)として記述したが、その実証と、後者の観点とに基いて、「諏訪における幕藩制」として、長野県諏訪郡の分析を行いつつある。

諏訪を、その対象とした視点は、一つには、諏訪氏が幕藩制下において、譜代小藩としての地位をもつことにある。

由來、譜代小藩については、藩政史料がきわめて少なく、従つて、個別的な分析においてもその成果は皆無に近い。史的には、諏訪においてもその例外ではないのであるが、譜代大名分析の必要性にかんがみ、筆者の、研究対象としうる唯一のそれとして取り上げることとする。

諏訪地方分析の今一つの視点は、幕末—明治期における所謂諏訪製糸業の独自の顕著な發展を前提に、封建制から資本制への移行の、一つの典型として考察するというところにある。この視点に立つても、やはり、諏訪における封建制の分析が、前提として不可欠であることはいうまでもない。

本稿は、右の規定より行つ「諏訪における幕藩制」の、一部をなすものであり、殊に、諏訪における中世から、近世への移行を、諏訪氏の権力構造と、基礎構造の展開の二点に焦点を合わせて追求することを当面の任務としているものである。

## 一 神人構成の動搖

諏訪頼重は、大永元年「大祝」に「即位」し、諏訪神社の伝統に支えられて、惣領制的支配者の地位に就いた。すでに諏訪・高遠の地に勢力圏をもつていた諏訪氏は、この時代、隣国の武田氏との対抗関係を一層強いものとしはじめ、遂に、天文一一年、諏訪勢力は、全く武田氏によって併合されてしまうのである。このことは、惣領たる頼重が、信玄の婚姻政策によって服従せしめられ、ついで、天文一五年、自害させられることによつて結末をみる。

右の概括的過程における武田氏との抗争の時代、諏訪氏の勢力の中心として、主要な役割を果たしたのは、所謂

「頼重公一族家臣」の「交名」<sup>(1)</sup>にみられる家臣であった。そこには、二三人の名が記されているが、これらの人びとは、実際の血縁・婚姻関係はいかにあれ、ともかく、頼重公一族として意識され、構成されていたのであって、頼重の惣領的地位をはっきり示しているものである。それと共に、頼重が「大祝」である事情は、諏訪一族を、諏訪神社との結びつきによって構成している重要な紐帯なのであって、これらの二三人の人びとは、それぞれに、権祝・小祝・禰宜大夫を始めとする神人たる地位に就いていたものとみられる。従って、その地位は、必然的に神事奉仕と、それに照応する神田給与とを随伴していたのであった。

「神事次第」<sup>(2)</sup>には、例えば、

「二月晦日神田一町武井条於荒玉大政所勤之千野半五郎」

の如き記載が数多くみられ、神事と神田との結合を示すが、さらに、「千野信氏書状」<sup>(3)</sup>には、

「仍我等知行仕候神田、□七月一日神田之事、五反之内一反思様候、其□何も打おこし候、乍去可申付候、八月一日神田一丁承候、五反候、隠有間敷候、世上之事候間堅可申付候、

十月一日神田五反、与三郎殿御知行候、懸□

十一月一日神田五反、原彦二郎殿分、是も与三郎□御知行候、

正月一日神田之事ハ六即致知行候、彼方へ可被仰□千野宮役之使者、彦左衛門兄弟作申□神慮御事候之間、堅可申候」

とある。従って、これらの神田が神人への「知行」として与えられ、その「知行人」の下で耕作されていることが明

らかである。さらに、前掲の「神事次第」<sup>(4)</sup>によれば、

「一、干草湛神主神田五反在家一間上桑原矢島下野守（中略）真志野神主二町二間、二町者神長拘神事勤候、在家ハ有賀紀伊守、今者内藤三郎兵衛尉相拘、」

等の記載も少くなく、神人が、在家・神田の「知行」人として現れている。その総体は、古く、承久元年の「一、諏訪十郷日記井在家」<sup>(5)</sup>に

「          二十五丁 田沢九間 青柳四間 矢崎十五町  
四十二間

栗林<sup>口十丁</sup>  
<sup>南方五間半</sup>  
<sup>北方九間半</sup>  
<sup>合十五間半</sup> 上桑原<sup>三十六町</sup>少 神戸<sup>二間余十八間</sup>

下桑原<sup>三十七丁大</sup> 福島<sup>廿丁</sup> 金子<sup>三十丁</sup> 大熊<sup>廿八町</sup>  
<sup>十一間半</sup>

真志野<sup>四十八丁</sup> 有賀<sup>十四丁</sup> 小坂<sup>三十丁</sup> 平井<sup>五十四丁</sup>  
<sup>二間他増</sup>  
<sup>金廿五間之内二間神主</sup>

宮所<sup>八十丁</sup> 座光寺<sup>四十八丁</sup>

承久元年八月十五日」

とあるに、大凡の規模を知るのみである。

従って、神田知行によるところの神人としての地位が同時に、諏訪一族を貫く緯であったといえよう。

しかし、このような惣領Ⅱ大祝、家臣Ⅱ神人という原則に基く伝統的権力構成は、中世末期、漸次破綻を示していたことは、明らかである。そのことは、諏訪氏の、武田氏への服従の過程に、如実に示される。

「守矢真頼書留」<sup>(6)</sup>は、その天文十一年の有様をもっともよく記したものである。ここでは、従来、諏訪氏に属していた高遠衆・下宮方衆が甲州勢と同心して二千騎二万の軍勢が六月廿四日諏訪に打入り、上町・十日町・五日町・安国寺の門前町に火をかけ、一五〇騎、七〇八〇〇の徒士よりなる頼重勢を討払い、頼重の降参に終ったことを記している。

さらに、この「真頼覚書」によれば、武田氏は、諏訪征服後、宮川を境として、西を高遠信濃守の知行とし、東を甲州の直接支配下におく計画であった。しかるに、高遠信濃守は、

「信濃殿、此時惣領になをらんとて九月十日に上原をうちやぶり、下宮へさしかけ両社共に手に入られ候」

とある如く、諏訪惣領Ⅱ大祝たらんとして諏訪征服を続けたのである。このことは、惣領職Ⅱ大祝職の伝統的権威が依然として維持されていたと共に、すでに、一族内の勢力関係如何によっては、その惣領職も、争奪の対象となるべき状態にあったことの証左でもある。

諏訪氏の降服の原因は、もちろん、武田氏の優勢な軍力によることは言うまでもないが、それと共に、諏訪氏の右の如き、伝統的権力構成の破綻にもあった。諏訪氏は、その権威の再興を必要としていたし、武田氏もまた、諏訪氏の伝統的権威の失墜を上策とはしなかった。それ故に、諏訪勢力の二分裂を期してまでも、諏訪氏の惣領的権威の再興をはかったのである。

このことは、諏訪氏に代って擡頭した高遠信濃勢への対処に明らかである。即ち、「覚書」<sup>(7)</sup>によれば、信濃の下宮征服に対し、武田氏は、急據頼重の伯叔父及び矢崎・千野・有賀紀伊・小坂らの一族衆、矢島以下二〇人計の近衆、

社家の神長官らを卒いて軍を催し、高遠信濃以下の高遠衆、禰宜大夫・花岡祝らの社家、紀伊を除く有賀一族衆よりなる軍勢と対峙し、これを破ったのである。

かくして、諏訪神社勢力は、まさに二分したと共に、諏訪氏勢力は、この事件を契機に、大祝を含めて、甲州武田氏との協同関係を、きわめて密接なものにすることによって、その地位の安定をえたのだった。

## 二 武田支配の諸画面

武田氏の諏訪支配の様相は、大凡、三段階にわけてみる事が出来るかと思われる。時期的には(イ)、武田の征服後頼重の死を中心とする時期、(ロ)、頼重の死より永禄一〇年前後、(ハ)、永禄末年より天正初年、の三期となる。

### (イ) 支配完成の支点

諏訪氏を屈服した武田氏は、まず、大祝勢力と結びついた諏訪諸氏を、これから分離し、自己の権力の下に直屬せしむることを目標にした。この諏訪支配の強化、就中、諏訪諸氏の直接的掌握を目的として企図されたのが頼重の甲州への誘致と、謀殺である。これによって、諏訪の惣領たり、支配者たりうる高遠信濃について、頼重を抹殺したことは、きわめて武田の諏訪支配を容易にしていた。この頼重の謀殺は、一時諏訪支配の武田家臣板垣信形に対する諏訪諸氏の武力反抗を惹起したが、これを鎮圧することによって、武田氏の諏訪支配は完成し、板垣について、長坂、小宮山、市川、今福と、武田郡代支配が続くこととなったのである。

一方、板垣への反抗に敗れ、再度の婚姻政策によって懐柔された諏訪氏は、頼重の跡を襲いだ頼忠が、頼量らと共に

に諏訪に塾居をやむなくされ、頼忠の兄頼豊父子が武田家臣として逼伏することとなったのである。このような形で、武田氏への服従が、この期の特色の一つである。

この間、武田氏は、例えば神長官に対し、「任先例」永代無役の定書を与え、如法院<sup>(8)</sup>には、神戸・矢崎・上桑原・粟林・金子・上原・下桑原・灰原田で、三町八反と、一一三〇〇文の「如前々」の寄進を行なっている。しかし、実際には、かなり大規模な所領の没収を行なっているようである。

- (1) 如法院宛、永禄一〇年 信玄奉書（吉田左近助<sup>(10)</sup>）

「此間之所務上桑原之郷親拾俵者、任先例大祝殿江被還付畢、然者為右之替、於于田辺之郷、式貫文之所御寄進候旨被仰出者也」

- (2) 如法院宛、天文一一年 晴信寄進状<sup>(11)</sup>

「下桑原、是者当地頭江可有御佗言候、

合五貫文

大泉寺」

- (3) 千野鞆負尉宛、天文一八年 晴信宛行状<sup>(12)</sup>

「諏訪右衛門尉本領之事候間、返之候、然者為尾口之郷替地、有賀之郷出之候」

- (4) 樋口与三左衛門宛、永禄年中 武田氏宛行状<sup>(13)</sup>

「為下諏訪親照寺分之替、田辺之郷之内青銭式貫文之所被下置候」

- (5) 八劔之禰宜宛、天文二四年 晴信寄進状<sup>(14)</sup>

幕藩制的秩序の形成過程

「上原之内右左衛門尉分貳貫文之所、八級大明神社奉寄候」

(6) 千野出雲宛、永禄九年 信玄朱印状<sup>(19)</sup>

「其方累年御給恩候、竹居内耆貫五百文之分者、為船渡湛之神事領之由候条、為御敬神社□規神主酒室大夫かたへ御還附候、因茲彼御替地辰野之内耆貫五百文被下候」

(7) 波間右近進宛、天文一八年 晴信宛行状<sup>(16)</sup>

「真志野料所之内九貫之所出置候、名所并様体者、自長坂所可申付者也」

以上の事實は、上・下社大祝をも含めて、武田氏の所領没収の事實を伝えている。

一見、婚姻政策を中心とする懐柔策によって、旧来のままの体制で、武田氏の支配に属したかの如き觀を呈する諏訪諸氏も、實質的には、右にみた如く、所領没収をかなり強くうけていたのである。このことが特色の二である。

さらに、前出千野氏に注目すれば、千野氏は、前にふれた甲州の郡代板垣と諏訪勢との合戦に、兩派に分裂をした。即ち、靱負尉は板垣Ⅱ甲州勢に与し、千野山城は、諏訪反乱勢に与したのである。この間、板垣信方は、

「貴所御老父一途御忠節候者、彼山城入道一跡並名字惣領可渡進之由上意候」<sup>(17)</sup>

と、靱負尉に伝え、靱負尉は、反乱の鎮庄に至って、千野氏の頭領となったのである。その後の千野氏の、武田氏への忠信は、「靱負目安下書」<sup>(18)</sup>に詳しい。それに照応して、天文一二年には、下諏訪尾口郷に一二〇貫文が宛行われ<sup>(19)</sup>、その地が諏訪右衛門尉本領であったことは前に述べた<sup>(20)</sup>、更に、天文一七年には、真志野之内十五貫文が宛行われている。



かくみてくると、武田氏の諏訪支配は、千野氏の重用による諏訪氏の勢力削減という基軸をもっていることが、ほぼ明らかとなる。このことが、特色の第三であるといっていだらう。

(四) 在地勢力の編成

前述の三つの特色に要点をうけついで、武田の諏訪支配は、一層貫徹する。まず、天文中期以降、漸次明確化するに至る諏訪神社への対策からみて行くこととしよう。

武田氏の諏訪神社に関する寄進・安堵・定書等の史料を通じて知られることは、天文末年〜永祿年間にかけて、武田氏が諏訪神事の再興に努力し、そのための経済的基礎の確定に努力している事実である。<sup>(21)</sup>それは、一面では、結局は、武力的に諏訪を降した武田氏権力の限界であると共に、諏訪社の伝統的權威の残存を物語る。しかし、他方、本来諏訪氏勢力と不可分の関係にあった神事再興が可能になりうる条件を、武田氏が諏訪に於いて確定したことに、基本的な要因は求められねばならない。その条件とは、いうまでもなく、諏訪勢力の武田氏への直屬であったのである。

註(22)にあげた史料に知られる所は、まず、千野(14)註(22)の史料番号)小井出(2・13・19)浜(3)小平(9・16)溝口(15・17)岩波(18)等の諸氏が武田軍勢として信州各地に合戦していることである。そして、それに対し、史料(4・5・6・12・24)にみられる如き給知宛行が行われている。その宛行の文言も、

「真志野料所之内九貫文之所出置候」(6)

「真志野之内拾五貫文之所出置者也」(4)

という簡単なものから、

「被仰付候儀、任干御下知、令奉公者、所望之旨聊不可御相違者也」(21)

「如此間軍役可被相勤候、由被仰出候者也」(22)

「依干戦功并武器、可被死行御重恩者也」(24)

と、明確に、軍役・軍備を規定されて行く過程に、武田氏の支配の貫徹と、権力の再構成の方向を読みとることが出来るのである。

右よりも永禄末年は、武田氏の諏訪支配に、きわめて重要な意味をもつ如くみられるのであるが、それは、実は、以下に述べる武田氏の永禄一〇年諏訪諸氏編成策の反映なのである。

即ち、この年、信玄は、まず諏訪衆一〇人から、五条より成る起請文<sup>(23)</sup>をとりつけている。

武田氏は、前年、上野を侵し、この年、十月には、北条氏康父子と兵を合せて、上杉輝虎を上野厩橋城に攻めている。上杉氏はこの年義秋の命によって幕府恢復を図っていたのだから、この武田・上杉の対立は、武田にとって、きわめて重要な時点に立っていたといえる。このような状況の下で、武田氏の諏訪諸氏よりの起証文徴収は(八月七日付)必然化されたのであるし、そのことは、起請文が「奉対信玄様逆心謀叛等不可相企」という基本線の上に、長尾輝虎以下の敵方へ同意せず、甲信上野三国の諸卒の逆心に対し同意しないことを固く盟約していることにも明示されている。

この起請文に連名している一〇人は、諏訪・高遠を含む、諏訪豊保・諏訪頼連・大輪勝親・高木昌安・知久近重・飯島重綱・飯島安助・前沢繁直・小坂親和・桜田昌親<sup>(24)</sup>であるが、この他に、小口清太夫からも同年同月日の起請文を

徴していることが知られるから、恐らく、この他にもかなり広い範囲から徴されているものといえよう。

かくして、武田氏は、諏訪武士の各地の頭領を直屬せしめ、新たな軍事編成を構成したのである。恐らくは、千野氏も同様な起証文を徴されたであろう。そして、これらを含めて、諏訪勢の武田氏支配の下での構成は、同年同月日付の「武田家旗下諏訪五拾騎<sup>(26)</sup>」に示されている。

これには、諏訪姓五人、千野姓四人、の他に、牛山・小坂・高木(二人)・有賀・守屋・矢島・山田(二人)・村松・両角・山中・田中・三沢・花岡・横内・上原・金子・沢・竹居・長田・小松(二人)・桑原・田辺・藤森(二人)・久保島・小井亘(一人)・神戸・中村・矢崎・篠原・鮎沢・粟沢・駒沢・小口・小平の姓がみられる。これらは、戦国期諏訪における有力諸氏の殆ど全てであることに殆ど誤りは無い。姓よりみても、それらの諸氏は、殆ど諏訪全域にわたって分布している。

#### (ハ) 戦国的構造の展開

弘治から天正年間にかけて、武田氏の諏訪支配は、新たな局面をみせるに至る。そして注目すべきは、これらの新局面は、基礎構造の変革からの関連で表面化することである。

即ち、すでに弘治元年、真志野郷に対し、

「定

六月廿日御祭之桑代三貫、從郷中相償候之処ニ、令無沙汰之由、神長官言上候、至干実儀者罪科不輕候、所詮如旧規可出用錢、猶令難渡者、郷中之貴賤悉可有追放御分國之旨、被仰旨者也、仍如件<sup>(26)</sup>」

という定書を発し、さらに、永祿一三年には御左口上下之用錢と鹿皮の負担を、栗林北方郷民が怠ったため、地頭たる小出越前と山中藤助の兩人が「兩人令無沙汰之由」と催告をうけている。<sup>(27)</sup>

ついで、年次、今福昌和書状には

「就鷹公事之儀、彼彦左衛門親子籠者被仰付候之条、如御存分可為御大慶候、(中略)金子之郷百姓之儀、高島へ召集、二三日可有御改之由、被仰出候、雖然至干今日不被仰付候条、重而御意請各高島へ可召集候」<sup>(28)</sup>

と、神長官に申送っており、特に神事をめぐって、権力と「百姓」との抗争は激しくなりつつあったことを物語っている。その結果は、天正六年、一斉に行われた上宮造宮の下知も、天正八年に至ってなお、

「瑞籬外垣造立衆御柱繩錢未濟之由」<sup>(29)</sup>

という状態だったのである。

このような動きに照応して一方では、いわゆる諏訪「西方衆」の逆心によって、諏訪一族中の有賀氏の一部の叛乱や三村氏の逆心があり、<sup>(30)</sup>その鎮庄の結果、敗退した被官衆が徘徊した。

これらの徘徊被官衆の動きは、「百姓衆」と結んだ新勢力の構成にあったのであり、それは、神社にとっては、「押領」として映るのである。

「落合領桜庄七郷之造宮天文廿三<sup>甲</sup>取所<sup>(31)</sup>」に

「都合正物式拾四貫五百文 此外壹貫七百五十文

右此年者、牢人竹居殿、村上ニ有居住、在々所々、被致押領之条、忍而罷越百姓衆申儘ニ如此相納候」

とあるのは、このことを示す。前述の、「百姓」の神事忌避は、このような被官衆の動きに結びついて、始めて可能だったであろう。

被官衆の徘徊は、天正年間に入ると、もはや一般化した現象であった。次の神長官宛武田家定書<sup>(32)</sup>（天正二年）をみよ。

「 定

其方被官無意趣在所退出、叻他所徘徊之由候、当主人并指南之輩ニ相理、如前々可被召遣、若有難波之儀者、可有言上」

これらの徘徊被官は、有力土豪の支配下に入ることによって、まさに、戦国的権力構成を自ら作り出して行くのである。いわゆる「千野同心衆」「大輪拾人衆」「高島拾人衆」などの形成がそれである。

「千野同心衆交名」<sup>(33)</sup>によると、千野同心衆は、柳沢志摩守以下五九名よりなっており、柳沢（四人） 両角（五人） 竹田 篠原（四人） 小沢（三人） 小平（七人） 上原 原 宮坂（二人） 浅倉 長田 山岸 伊藤 吉田

岩波 竹津 関 鮎沢（三人） 宮沢の諸氏の他に「矢崎十九人<sup>此内下番九人</sup>」が含まれている。このように同心衆の姓の多様性が一つの特徴であり、しかも、両角 長田 矢崎 上原 篠原 小平らの有力な氏の一部が、千野同心となっていることと共に、新興の小氏が数多く現れていることに注目すべきであろう。このことは、旧来の宗家―被官制の崩壊↓被官の徘徊↓有力諸氏への被官の再編成の様相と共に、新興有力名主の被官化の結果を示すものといえる。

「大和拾人衆」については、

大和十余人衆之内淡路本引後、只今其方相抱候、彼所出置候者也、仍如件、

天正十一年癸

卯月十日

頼忠（朱印）

随竹軒

とみえ、大和監物の下に、寄親寄子關係を結んでいたものとみられる。

また、「高島十人衆」については、<sup>(35)</sup>小松 藤森の十人に、各々、二五〇〇〜七一五〇文の知行を、天正六年武田氏が安堵していることよって知られる。

以上の検討から、われわれは、この永禄末期〜天正初年にかけて、漸く、諏訪の地に、有力名主がその地侍化の過程の進捗に伴い、旧来、神人として存在した土豪との間に寄親・寄子關係を結び、その結果、それらの土豪を、武田氏の大名権力構成の中に定着せしむることとなった様相を、大凡知りうるものと考えるのである。このような、基礎過程の動きは、武田氏や神事についても、無関心ではありえない。ここに「印判衆」のもつ意味があるのである。

天正七年、勝頼の「造宮覚書」<sup>(36)</sup>について、諏訪十三宮の造立役負担者の人名は、大体次の四つにわけられる。

(1) 大祝殿神長官 矢島、大政所、禰宜大夫、権祝、竹居祝、大祝、下之宮大工、千野源丞等、何れも神人としての職務として記されたもの。

(2) 小田切甚七郎、諏訪越中守、同伊豆守、篠原藤七郎、高木刑部左衛門尉、有賀弥兵衛尉、小口民部少輔、沢

久内、山中助三等、武田家臣として定着せしめられた土豪、或いはその一族とみられるもの、上のうち、諏訪越中守、小口民部少輔は、諏訪五十騎の一員である。

(3) 大塩西村身一左衛門  
中村弥次郎、村岡石見守、古田之筑後守、長田之文右衛門尉、高島之若狭守、高島之備前守、金子之太夫、等、各々の郷の有力名主とみられるもの。例えば、高島の若狭守については、文禄四年の「あきうみの納覚書」<sup>(37)</sup>に、一〇か村の秋海納入の連名の筆頭として記されているものであり、疑いなく高島村の筆頭「百姓」である。従って、彼らは、多かれ少なかれその郷の実質上の支配者であり、地侍化の方向を辿っていた有力名主であろう。

(4) 神宮寺  
高部印判衆を始め、青柳、田沢、南大塩、武井条、上桑原郷、下桑原郷、真志野の各々の印判衆。これに關し、同年の「上諏訪造宮帳」<sup>(38)</sup>には、

「御宝殿玉垣廿一間廊鳥居二組、是者七年ニ一度、真志野候自田一反五十文宛取集、破損次第ニ建立仕候、但軍役衆之知行之内、手作前除之」

また、同帳に、

「一、酒室宝殿入目次第千野青柳田沢自三ヶ村、御印判衆地下衆同意ニ取集可申候之由御請申候」

とある。かくして、印判衆は、有力名主が地侍化して軍役衆となり、武田家臣となった土豪的神人出自の武士と、寄親寄子關係を結んで後に、その寄子たる有力名主の下に支配されている一般名主のうちの一部（後述）を、郷村支配層として規定したことの称である。

この印判衆については、武田氏の伝馬制度により明確である。即ち、天正六年、諏訪十日町への定書<sup>(39)</sup>によれば、八人の伝馬役人を定め、その他に、次の如く定めている。

「 御印判衆（竜丸印）

式 間平左衛門

老間半下総

老間半惣右衛門

老間半又左衛門

源左衛門

半 間清左衛門

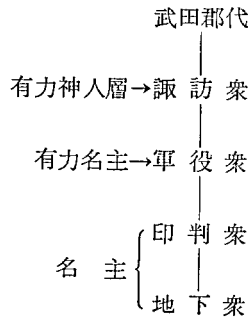
老 間総右衛門

半 間総左衛門

縦雖為軍役衆并当家御一門衆之家人、如右之注文、伝馬役相勤族、向後郷次之御普請役御免許候」  
以上の検討によって、天正中期中における諏訪の情勢は大凡次の如くであったと考えられる。

まず、第一に、諏訪氏のもつ惣領制的な構成、及びそれと表裏する神事奉仕に基く諏訪社の伝統的權威が、基礎的側面に於いては、殆ど全く破砕されていたことである。従って、大祝||諏訪氏——神人||惣領制的家臣の構成は、殆ど現実的な意味を持ち合わせていないのである。しかも、諏訪の在地構造は、漸く、天正初期に至って戦国的構造を胚出すべき内在的必然性を持ったのであった。その結果、基礎構造に於いては、軍役衆が、自己に手作をもちつつも、一般名主層とは異った地位に固定され、それによって、土蒙的神人出自の諸氏の、戦国大名的發展を基礎づけていたのである。従って、もはや、諏訪における社会構成は、次の如きものであったといえよう。





以上の如く、天正中期以前の諏訪の状勢を考えた時に、まず、前提すべきことは、武田氏入国以前に於いて、戦国大名成立の条件は、殆ど皆無であったということである。(1)でみた如く、そこには、二、三の諏訪神社をめぐる争いがあるが、それは、決して、惣領制的構造の基本的矛盾から出発したものではない。むしろ、惣領制を前提とし、その主導権を握るための争いであったのである。

従って、問題は、このような状勢の下に、武田支配が成立する過程に、諏訪の幕藩制成立のための前提条件が、いかに設定されて行くかにかかっている。問題視角は、自らそこに限定される。

この視角に立ったときに、武田氏の支配は、三つの要点に沿って展開される。一は、貫文制の貫徹を機にしての料所の設定、二は、惣領的地位と大祝職との分離と、惣領制的秩序の除去、三は、千野氏を楨杵とした諏訪諸氏の軍事的再編である。以上の三点は、料所の給地新恩、大祝權威の温存というような相互の関係をもちながら、天文年間を通じて永禄年間にかけて進展して行く。

そして、永祿一〇年に至り、完成した姿態をとるのである。この間、基礎構造に於いては、さしたる変化を認めがたい。もし、変化がありうるとすれば、貫文制の貫徹に伴う経済的諸関係の変遷に基く萌芽的なものであつたらうが、史料的には確認することは不可能である。

そこで、永祿一〇年段階に於いて、ともかく諏訪の武田支配は、その軍事的権力構成の側面のみにおいて実現してしたのである。武田氏が、大祝職權威の温存を計つたのも、一つには、このような基礎構造に対する配慮からであつたといつてよい。ともかく、このようにして、諏訪の武田支配は確立したのであつた。

これに対し、永祿末年から天正二年にかけて展開する状態は、基本的に異なる。そこには、一般名主層の特に、神事忌避の現象に顕著に示される惣領制的支配への基本的な対立がみられる。即ち、叙上の条件の下での、諏訪の幕藩制成立の過程が開始されるのである。

われわれはこのように考えることが出来よう。惣領制的支配に対する一般名主層の対立は、その抵抗の形態として、必然的に、名主層の中での有力名主層と、一般名主層との社会的関係を変化せしめる。即ち、その間に、支配・被支配の関係を醸成する。

この社会関係の変化が、支配関係に転化することの意味を充分考える必要がある。それは、右の惣領制的支配と、対立する名主層の、その対立の根本的源由まで溯らねばならないだろう。そのことを説明する史料は、今は欠けている。しかし、やはり、そこには、小農経営の発展に基く、「名主経営」の動搖、その結果としての、名主層の階級的連契を考へる必要がある。

右の如く観点を設定した場合、小農経営と「名主経営」との関連、及び、それを上述の諏訪における具体的構造と  
いかに関連させるかという困難な問題に逢着する。そこでまず、名主経営という場合、決して、史料的存在としての  
名主の経営の全てを示すのではない。「名主経営」の規定は、名主が、本来的には家父長制的奴隷制的従属戸を有す  
る点にあるのであり、その意味で複合的家父長制的家族経営である。従って、小名主の経営は、本来的に小農経営な  
のである。そこで、小農経営の発展↓「名主経営」の動揺という場合には、右の意味の「名主経営」の内部分解の傾  
向をいうのである。しかし、いうまでもないことだが、その小農経営の発展の論理的な基本的コースは、決して、小  
名主の発展にあるのではない。何となれば、「名主経営」をもつ名主こそ、その崩壊以前の社会構造を規定してい  
るのであり、それ故に、「名主経営」こそ、その社会構造を規定しているのであるから。その崩壊以前の社会構造とは、  
諏訪では、前述の如く、惣領制的な支配だったのである。

こうして、小農経営の発展↓「名主経営」の動揺は、「名主経営」主の、「小農経営」者に対する階級的対処を必然  
化する。このことのみが、有力名主と一般名主との社会関係を支配関係に変質せしめた深因だったのである。そして、  
このことのみが、「名主経営」主たる名主と、前述の、武田氏が早期に構成した軍事的構成との連合を可能にする。

このようにみえてくると、諏訪については、前述の検討から、次の如く説明出来る。

永祿以降、上述のような一連の基礎的動向の上に、「名主経営主」名主は、惣領制的支配者と、有力神人層の武田  
家臣化によって、構成されていた諏訪支配における武田氏の権力構成と連契した。その連契の様相は、一部に、右の  
過程の早期な展開による早期の連契の形として、武田家臣団との被官関係に入りこむことによって軍役衆となり、他

は、まさにその過程にあるものとしての例えば高島の若狭守の如き、或いは印判衆の如き形となって現れているのである。しかも、右の基本的コースと共に、それに対応して、武田家臣団の旧来の被官の動搖を生み出し、これらの徘徊被官が、千野氏の如き有力武田家臣との被官関係に入ることも促進要因となつて、まさに千野氏を最高権力者とした戦国期的構造が展開したのである。千野氏は、右の意味で、諏訪における戦国大名的進化の典型であるといつていだらう。

ともあれ、名主は、こうして、軍役衆・地侍（印判衆は形こそ異るとはいえ、本質的には変わらないものとみてよい）・地下人と分化し、軍役衆・地侍は、手作経営を有ち、そこに「名主経営」を展開しており、地下人は、一般的に、小農民経営の規定をうけているものとみられるのである。

このような諏訪における動きは、武田氏の初期の支配の原則を大きく変えてくるのである。われわれは、前述の、徘徊被官の阻止に武田氏が努力していることや、天正期に入つて、諏訪神事の再興を、きわめて強圧的に強制していることを想起すればよい。武田氏の諏訪支配の原則は、一貫して、神事奉仕を基礎とした惣領制的支配であり、諏訪における戦国大名的権力構造の展開にあつたのではないのである。だから、諏訪に右のような動きが出て来たときに、これを、一方では被官統制、他方では神事奉仕強制という形で押えようとしたのである。

しかし、このような強制が必ずしも有効でなかつたところに、武田氏の諏訪支配の微妙な変化の原因がある。その微妙な変化とは、やはり、軍役衆・地侍・印判衆・地下衆としての名主の把握の方法のなかにひそまれている。武田氏にとって、主要な権力の基礎は、やはり「名主経営」主的名主だったのであり、そのためには、軍役衆を、名主一

般から明確に区別する必要があったのである。その上で、直接に、「名主経営」主たる名主を、地侍・印判衆として把握したのであった。この地侍・印判衆としての直接的把握は、これらの名主に、地下衆支配の特権を与えることによつて、その存立基盤の強化をはかり、他方では、年貢・諸役負担の直接的責任者としての地位を確定することに主な目的があつたものと思われる。

以上の如き、武田支配と、諏訪の基礎的展開とのからみ合いのなかで、天正中期を迎えたのであった。

註 史料は、多く、「諏訪史料叢書」によつてゐる。この叢書は、長野県諏訪郡教育会の刊になるが、少なからざる誤植があり、かつまた史料批判の余地のある史料も多く含まれてゐる。筆者は、幾度か、教育会に赴き、教育会所蔵の、千野家文書・志賀家文書を始め諸史料、及び、諏訪史料の集大成ともいうべき諏訪史料雑纂によつて、右の叢書所収史料の検討を行なつたが、本稿の所引史料は、多く、右の諸文書・雑纂によつてゐる。しかし、一般的に利用可能な形としては、右の叢書が存在するので、以下、当該史料の、叢書における巻数を示しておく。例えば、(26—82)というのは、叢書二六卷八二頁所収の意である。

(1) 諏訪家文書(26—82)

本史料を、後出の史料との比較において、左に、表示しておく。

氏姓	頼重公 一族家臣	永禄10 諏訪五十騎	永禄10 起請文	千野同 心衆	高島十 人衆
千野	伊豆入道 入道南明庵 (伊豆舍弟) (丹波)	伊豆入道 (弥五郎)			

神戸		六郎 大炊	弥五右衛門 出雲		
	左門 (三右衛門)	左馬允			

桑原	久保島		藤森	田辺	小池		小松	西条	長田	竹居	矢嶋
外記			三郎左衛門		右馬允			式部丞			織部丞
(外記 惣右衛門)	(石見守 平五郎)		治部 若狭	新兵衛			又兵衛 備前守		大隅	宮内	織部丞
									門庄 尉右衛		
		甚幸	孫右衛門 主計 民部丞				又三郎 佐渡守 藏人 筑後守 伯耆 与七郎				

福島	横内		有賀	上原	小坂	金子	矢崎	沢	安国寺		諏訪	小井出
平太郎		遠江守 伯耆守	紀伊守		兵部丞		民部丞		竺溪斎	能登守	薩摩守 (頼重伯父) (頼重從弟)	伊豆守
	民部右衛門		紀伊守	能登守	藤三 (親知)	助右衛門	五郎右衛門 (長門)	郷右衛門		藤七郎	越中守 左右衛門 左右衛門 右近 頼連	越前 大炊允
					藤三 (親知)					藤七郎	右近助 豊保 頼連	
				源五			十九人					

幕藩制的秩序の形成過程

中村	山田	村松	守屋	牛山	高木	大輪	山中	栗沢	田中	飯田	二沢	白川	花岡
								長門守		宮内丞		六郎	
平右衛門 (弥二郎)	若狭守 備前守	石見守	彦九郎	周防守	清七郎 正兵衛 (昌安)	監物 (勝親)	主水 (藤助)	宮内左衛門	淡路		対馬守		藤兵衛
						監物							
二右衛門 門尉													

	柳沢	岩波				小平	小口	駒沢	篠原	
						伊勢	民部少輔	新右衛門 (五郎左衛門)	讚岐守 (弥三郎)	
							清太夫 忠晴			
孫右衛門 門尉	主馬丞 志摩守	右近丞	深左衛門 門尉	善三	久丞	李丞	佐太夫	十郎丞	式部左 衛門尉	与三兵衛
									六之丞 小太夫	

宮沢	宮坂	小沢	鮎沢	竹田	関	両角	竹津
			善左衛門			筑後守	
縫殿助	平次 門尉 庄左衛門	外記 門尉 菅左衛門 衛門尉 次郎右	源三 彦太夫 助兵衛	新兵衛	織部丞	源丞 門尉 又右衛門	晴助 藤六
							四郎兵衛

知久	飯島	吉田	前沢	伊藤	櫻田	伊藤	山岸	浅倉	原
			甚十 繁直		藤左衛門尉 昌範				
			内蔵丞	右衛門尉		右衛門尉	新三	朝右衛門尉	式部左衛門尉



- (2) 守矢家文書(26―27)
- (3) 上社神長官家文書(15―61) 欠年文書。
- (4) 註2と同。
- (5) 守矢家文書(26―73) 承久元年八月一五日付文書。
- (6) 守矢家文書(12―1)
- (7) 同右。
- (8) 上社神長官家文書(15―30) 天文一一年一〇月七日付定書。
- (9) 如法院文書(16―49) 天文一一年八月吉日寄進状写。
- (10) 同右、丁卯十一月一二日付奉書。
- (11) 註9と同。
- (12) 千野家文書(16―20) 天文一八年三月八日付宛行状。
- (13) 踏原拾葉、卷一一四所載。卯一二月一二日付宛行状。
- (14) 小和田八劍社文書(15―112) 天文二四年二月一四日付寄進状。
- (15) 大祝家文書(15―10) 永祿九年壬八月廿八日付朱印状。
- (16) 浜家文書(16―26) 天文一八年八月二三日付宛行状。
- (17) 千野家文書(16―52) 欠年書状。
- (18) 千野家文書(16―69)
- (19) 千野家文書(16―19) 天文一二年八月吉日宛行状。

幕藩制的秩序の形成過程

- (20) 千野家文書(16―20) 天文一七年三月二四日宛行状。  
(21) その史料は次の一七点である。
- (1) 天文一五、神長官宛、「伊那郡ひろかいと百貫之地」寄進(上社神長官家文書)(15―31)  
(2) 天文一七、神長官宛、「御頭造宮神領神田諸宮公事造立其外諸祭礼、悉守往古」安堵(同右)(15―32)  
(3) 天文二四、大祝宛、「信州水内郡添田之内諏方社領之夏」安堵(諏訪家文書)(16―1)  
(4) 弘治元、真志野郷宛、祭桑代催促、(上社神長官家文書)(15―42)  
(5) 永禄二、福宜新兵衛宛、「上諏方九頭井之祭礼、雖百年以来断絶興行、於同郡栗林郷田地六反令寄附畢」寄進、(九頭井大夫家文書)(15―93)  
(6) 永禄三、権祝宛、上社造宮催促、(権祝家文書)(15―77)  
(7) 永禄五、神長官宛、寺尾郷、東条郷の諏訪上宮頭役勤、不作地処理、頭銭勤役について定書(上社神長家文書)(15―43)  
(8) 永禄九、神長官宛、小島田之内神領一六貫文「如先規」寄進、(同右)(15―44)  
(9) 永禄一〇、神長官宛、大政所領として田辺郷の内青銭一〇貫文寄進、及び、荒玉神事として、田辺郷の内青銭一貫文を寄進、(同右)(15―43)
- (10) 永禄九年、千野孫九郎宛、造宮銭催促状、(千野家文書)(16―21)  
(11) 永禄九年、神主酒室太夫宛、千野出雲給地たる竹居の内一五〇〇文地還付、(上社大祝家文書)(15―10)  
(12) 永禄九年、九頭井太夫宛、小口田役一貫文寄進(九頭井大夫家文書)(15―94)  
(13) 永禄九年、大祝宛、跡部越中知行の内旧神領分還付、(三輪家文書)(16―24)  
(14) 永禄九年、八劍造宮定書、(小和田八劍社文書)(15―112)

- (15) 永禄一〇年、神長官宛、萩原神田還付、(現所在不明文書) (29-8)
- (16) 永禄一〇年、大祝宛、上桑原郷還付、(前掲) (如法院文書) (16-49)
- (17) 永禄一三年、御左口上下之用銭三貫文、鹿皮三枚の催促状、(田中文書) (29-8)
- (22) 武田氏より発せられた願文、感状、宛行状、奉書等は次の如くである。

(番号)	(年月日)	(宛名)	(型式)	(備考)
(1)	天文15 3 27	安国寺	願文	伊奈郡を属せば福地郷寄進すべし
(2)	16 8 11	小井出越前	感状	佐久郡志賀城合戦軍忠
(3)	17 8 19	浜右近進	感状	塩尻峠合戦軍忠
(4)	17 3 24	千野鞆負尉	宛行	真志野内一五ノ文
(5)	18 3 8	同 右	宛行	尾之口郷替地として有賀郷
(6)	18 8 23	浜右近進	宛行	真志野料所之内九ノ文
(7)	21 9 28	来迎寺	寄進	寺院定納八五〇〇文、諏方右衛門尉忌日法事料として
(8)	9 5	慈雲寺	安堵	慈雲寺領
(9)	24 7 19	小平左允	感状	川中島合戦軍忠
(10)	弘治2 3 17	三精寺	安堵	山中・寺領
(11)	7 29	神洞院	朱印状	寺領沽却不可有相違
(12)	12 23	岩波六郎右衛門尉	宛行	金子郷三ノ文 北栗林一三ノ文 計一六ノ文
(13)	3 3 10	小出藤四郎	感状	水内郡葛山合戦軍忠
(14)	3 3 10	千野鞆負尉	感状	同 右
(15)	3 3 10	溝口某	感状	同 右
(16)	3 7 11	小林左允	同 右	安曇郡小谷合戦軍忠

幕藩制的秩序の形成過程

(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)
12 8 11	11 卯 4	10 壬 11 12	9 壬 8 28	9 7 2	永 禄 3 8 10	3 7 11	3 7 11	弘 治 3 7 11
〔有坂与右衛門尉 浦野豊前守〕		諏方左衛門尉		三精寺	小平奎允	同 右	小井出藤四郎	岩波藤五郎
宛 行	宛 行	奉 書	朱印状	奉 書	安堵・宛行	同 右	同 右	同 右
北栗林之内		栗林内三〇ノ文		任干御下知、令奉公者所望之旨云々 竹居一五〇〇文を辰野一五〇〇文に替地 九〇九三文寺領還付		同 右	同 右	同 右
小出鶴寿方四ノ文指置菅九郎所預分四ノ文宛行								

右の諸史料の出典は次の如くである。

- (1) 甲府長禅寺文書(16-66) (2) 工藤家文書(16-14) (3) 浜家文書(16-26) (4) 千野家文書(16-20)
- (5) 同右(16-20) (6) 浜家文書(16-26) (7) 官坂家古写文書(16-92) (8) 山田家文書(16-93) (9)
- 小平家文書(16-24) (10) 官坂家古写文書(16-90) (11) 同右(16-87) (12) 岩波家文書(16-27) (13) 工藤家文書(16-14) (14) 千野家文書(16-20) (15) 溝口家文書(16-27) (16) 小平家文書(16-25) (17) 溝口家文書(16-27) (18) 岩波家文書(16-27) (19) 工藤家文書(26-90) (20) 同右(16-14) (21) 小平家文書(16-25) (22) 大祝家文書(15-10) (23) 官坂家古写文書(16-89) (24) 新編会津風土記所収、小森文書
- (25) 同右
- (23) 生嶋足嶋神社文書(16-57)

- (24) 註1の附表参照。
- (25) 諏訪家文書(29―1)、註1の附表参照。
- (26) 上社神長官家文書(15―42) 欠年卯月廿日付定書。
- (27) 田中家文書(29―8) 永祿一三年卯月廿日付催告状。
- (28) 上社神長官家文書(15―50) 欠年一〇月四日今福昌和書状。
- (29) 同右(15―49) 天正八年二月二六日付定書。
- (30) 千野家文書(16―69) 千野靱負目安案。
- (31) 禰宜大夫家文書(15―104) 天文二三年三月廿日付、檢校大天橋善盛覚書。
- (32) 上社神長官家之書(15―48) 天正二年壬子一月一九日付定書。
- (33) 千野家文書(16―22)、註1の附表参照。
- (34) 小池家文書(16―37) 天正一年卯月一〇日宛行状。
- (35) 藤森家文書(16―28) 天正六年三月二八日付安堵状。
- (36) 諏訪家文書(16―5) 天正七年二月一六日付造宮覚書。
- (37) 花岡家文書(26―101) 文祿四年四月四日付。
- (38) 諏訪家文書(26―16) 天正七年二月六日上諏訪大宮同前宮瑞籬外垣造宮帳取帳。
- (39) 上社大祝家文書(15―12) 天正六年五月一日付伝馬役定。

### 三 譜代地位の確立

#### (イ) 譜代地位の確立

天正一〇年三月、信長の武田追討によって、武田簀下として高島城を守っていた諏訪頼暲父子が殺され、武田氏の諏訪支配は終わった。信長は、甲州と共に、諏訪郡を、河尻肥前の給領とし、弓削十蔵が諏訪郡代として入郡した。諏訪諸勢力は、全く逼伏したかのようにみえた。しかし、本能寺の変は、この信長の諏訪支配を、みるべき成果をもたらしなないまま、わづか三ヶ月で終らせた。

北大塩に隠棲していたといわれる頼忠は、信長暗殺の報に、急拠挙兵、高島城を奪還した。信長の短期ではあるが、諏訪の支配と、それによる諏訪諸勢力の一时的逼伏とは、かつて武田氏に服属していたこれら諸勢力の、<sup>(1)</sup>諏訪氏簀下への再編成を、結果的には、きわめて容易にしたのであった。

諏訪諸勢力を統合した諏訪氏は、大久保忠世を通じて徳川家康に通じた。ここに諏訪氏は、譜代大名たる出発点をえたのであるが、家康は、早く、同年七月一四日付を以て、かの著名な「定書」を酒井忠次に与えていた。それは、五条よりなるところの、信州一二郡に關するものである。

この定書を始めとして、信州に対する家康の支配は二転・三転する。その始めてのこの定書は、まず、第一に、家康が信州計略開始にあたって出されたものである点に、特徴をもっている。そのことを前提に、第二に、もっとも注目すべき規定として、

「国中一篇ニ納候上も、式年本知令所務、其上者可被上、十二郡不納間令本知相違有間敷候、国衆同心同前事」という条目をもっている。この規定は、信州諸氏に、二年間の安堵を行うと共に、その後は、知行を上知するとう内容をもっている。ここには、のちの、幕藩制的知行制の原型をみることが出来る。

この忠次への定書は、諏訪氏にどのようなうけとられただろうか。これより直後、七月一九日、酒井忠次は、神長官に書状を呈し、<sup>(2)</sup>

「仍当国江拙者被申付候条着陣候、連々諏訪之儀承及候条、御神領等少も無沙汰有間敷候」

と伝えている。そこには、忠次が、信州一二郡の領主たることを自ら疑わない態度がみられる。それ故、「諏訪家譜」の次の記事は、ほどその真実を伝えているものとみられる。<sup>(3)</sup>

「同年（天正一〇年）甲州奉属 東照宮大権現幕下之時、大権現家臣大久保七郎右衛門尉忠世来干諏訪而伝 命、曰、甲州今既降幕下諏訪亦可属 御手、頼忠従焉、自余後、又、大権現老臣酒井左衛門尉忠次来而令曰、信州悉予所指揮之地也、頼忠聰之怒曰、吾可奉属 大権現之幕下、何従忠次之令哉」「其後酒井左衛門尉来りていひける旨、信州ハ我領地なる間、信州のものはことくくわれにつくへしといふ」

しかし、実質は、この定書が、信州の宛行ではなかったことは、同年七月廿六日付で、依田信蕃に、諏訪・佐久二郡の知行宛行状が出されていること<sup>(4)</sup>に明らかである。

これらの一連の家康の政策が、諏訪諸氏をいっそう北条氏に接近させていったことは、すでに指摘されているところである。しかし、諏訪氏の如き小大名の動向は、まず、徳川氏に対しては、「諏訪家譜」によれば、沢房重・千野

房清を大久保忠世に托して、本領安堵を求め、遂に、天正一一年三月廿八日付を以て、諏訪安芸守宛の諏訪一郡宛行状<sup>(5)</sup>を獲得したのである。その後、諏訪氏は、一一年には、松本及び上田攻略、一二年には長久手の戦及び妻籠の戦、一三年には鳥井峠の戦等に、それぞれ徳川の手勢として参加することとなった。

そして、真田攻撃に際して、天正一三年七月一二日、家康及び菅沼定利に叛逆せざる旨の起請文<sup>(6)</sup>を、定利あてに呈している。ここで、徳川譜代としての、諏訪氏の地位は確立したといえる。

一方、天正一〇年、一〇月二五日、徳川氏と和約になっていた北条氏との関連は、当初きわめて微妙であった。同一〇年六月二五日、斉藤定盛は、千野兵衛尉<sup>(7)</sup>に対し、

「近日信州面へ御発向付而者、御忠信肝要候、御自訴之儀者、各可為御望次第候、内々氏邦証文可被進置候」

と信州発向を伝えると共に、氏邦への忠信を求めている。又、同月三日には、松田憲秀が、村上主膳・小沢縫殿に対し、諏訪氏の徳川氏への内通に關し、

「氏直無別義候、貴客御働此時<sup>(8)</sup>ニ候」

との書面を与えている。

家康が、諏訪頼忠を掌握することによって諏訪支配を実現しようとしているのに対し、北条氏は、小沢・村上等の給人を通じ、千野氏を中心とする諏訪土豪層の直接的掌握を計ったことは注目されてよい。

小沢・村上両氏について、小沢主膳亮書上をみておこう。

「私先祖出羽守源頼季之末葉村上丹後守義里、明応年中信洲諏訪罷在候、義里次男義正、北条家之幕下同家村上



主膳亮盛政養子成、村上阿波守と申候、其子私実高祖父同主膳亮領地相州大住足柄豆州大島外ニ軍役之料式万俵二百貫、都合三万二千石余、洩取口之将手勢之外与力之士七十騎、松田尾張守九百五十騎之内尾張守者後之主膳亮嫡母之親ニ而御座候、(中略)主膳亮実母之名字故子細有之、後小沢と改申候」

「藩譜私集」卷五によれば次の如くである。

「小沢正則主膳亮  
室甲州武田臣土屋徳藏昌惟女

属諏訪刑部太夫頼重卿、為客分、御自善後御嫡男十郎太郎殿同道諏訪退去(中略)信州諏訪郡駒沢郷住、其後下舎子郷住之由、家臣随一者笹岡角兵衛某也」

また、小沢は、主膳亮母の親小沢藤作の家を嗣いだ姓であり、小沢藤作は、武田家臣で二七ノ文を領し、駿州佐野口の侍であったといわれる。

かくして、小沢・村上両氏は一族であり、天文年間以降、諏訪氏に属する一方、義里の次男が盛政の養子になることによって、北条家臣でもあったのである。

叙上の如き、北条氏の諏訪掌握は、早く、天正一〇年に結実した。

「於高島可有忠信之由尤神妙ニ被思召候、仍高島之城并知行方被任置候、弥竭粉骨可被抽忠信旨、依御状如件

天正十年壬午

七月丁十三日(氏直印)

奉之

陸奥守

大祝殿

知野右兵衛尉殿

(10)

頼忠は、すでに成人して天正六年、大祝<sup>(11)</sup>職を退き、代りに、頼満が大祝となっていた。それ故、北条氏は、比ぶべきもない大祝の伝統的權威と、最大の武將にして、本来的戦国大名代の途を歩んでいた千野氏との両者を以て、諏訪支配を計ろうとしたのである。このことは、惣領家たる頼忠を通じて、大祝權威をも含めて諏訪支配の実現を計る徳川氏の方針と対立した。その対立は、神長官の次の如き不満・批判或いは動搖として、表現されている。

「然者、越国与被相談<sup>(12)</sup>致之由承候キ、不入計策也、幸信玄様勝頼之御国□州御拘、慈悲専之由承候間、尤彼御方奉守可為□味之処、無覚悟不及是非、なげかはしく候へ共、頼忠□衆無二ニ一味候条、我等身命ニ大切ニ候間、いやく之衆□もたれ一言も不得吐出、無念之段、大明神御覽とき□無縁三州江被申合候条、尤我等大慶不過之、已ニ御宝鈴家康与被申談候間、如何ニモ深御罰、利生之□嚴重ニ致之、一身之本望ニ而酒井殿并五人之御近□入何も御手形様少モ兼而より武士之無望、我等事□様御祈禱一三味ニ候処、諏訪之頼忠上下をとなふりの□裏を如返、翌日小田原与被申合、氏尚引入被申□、侍之法義相背沙汰之限ニ候」(天正一〇年八月一七日付願文)

もちろん、頼忠と大祝とは父子であるから、伝統的にも、事実的にも、惣領家と大祝とは分離さるべき事情は全くない。従つて、右のことは、諏訪氏が、軍事的・政治的ヒエラルヒーの頂点にある者としての頼忠と、伝統的權威の

象徴たる大祝とを自ら使いわけることによって、保身の術としたことを意味している。

それは、神長官がいかに批判したとしても、小大名諏訪氏のとるべき唯一の道だったといえるだろう。

しかし、家康と、北条氏との間に情勢の逼迫が起れば、諏訪諸氏も、その態度を明確にせざるをえない。天正中期における秀吉、家康の対北条政策は、漸次、諏訪氏と、北条氏との間の関係を疎遠にしていたことは明らかである。それにもかかわらず、小田原陣に於いては、北条勢として、松田憲秀旗下に、小沢縫殿助・村上主膳・諏訪太郎が加わり、大祝職を天正一五年に退いた頼水と頼忠とが参ずる徳川勢と対陣したとされている。そして、頼忠が、矢島某・千野外記を、小沢・村上両氏に派遣し、この両氏を通じて、松田憲秀の離叛の一翼を担ったことは著名の事実に属する。かくて、諏訪氏の譜代大名たる地位は不動のものとなったのである。

#### (四) 天正後期の支配構造

前項にみた如き、諏訪氏の動向のなかで、その領国支配のあり方をみることにする。

天正一〇年以降、頼忠時代における史料は、決して多くない。しかし、史料の分布は、大凡、天正一〇～一一年にわたって、諏訪氏の給人支配が成立して来ている状態を物語っている。以下、その内容にわたって、若干の考察を試みたい。<sup>(13)</sup>

- (1) 給地の性格について——給地として与えられた土地について、まずみることにする。(1)と(12)は、全て、註(13)に示した史料番号を示す。

号数 内 訳

- (1) 1 有賀右衛門尉・兵衛分五貫文
- (2) 2 (a) 上原古町屋敷之内 五貫文  
(b) 逸見宍平之内 一五貫文
- (3) 6 (a) 本領 六貫文  
(b) 南大塩之内 六貫文  
(c) 中村之内矢崎与五右衛門分 三貫文  
(d) 中村之内長田治郎左衛門分 三貫文  
(e) 古田之内松下分 一貫三〇〇文  
(f) 南大塩之内源左衛門分 一貫六〇〇文
- (4) 1 酒藏分之内 一〇貫文
- (5) 1 大和十余人衆之内淡路本引後
- (6) 2 (a) 田辺之内弥七郎引後島

	(b)同所鑿内	一貫二〇〇文
(7)	大輪高木之内	一貫二〇〇文
		八貫文
(8)	千手堂之灯明免	一貫文
(9)	桑原惣左衛門尉抱下宮内	四貫文
(10)	小井出加賀分	二六貫文
(11)	薦木之内	五貫文
(12)	(a)田沼之内矢島河内守分	五貫七五〇文
	(b)下宮東分之内	四貫一〇〇文

明らかなように、給地の全面的な割替は行われていない。給与された土地の多くは(1)、(3)の(c)(d)(e)(f)、(5)、(6)の(a)、(9)、(12)の(a)(b)諏訪氏が故地復領の際に没収した旧武田給人の給領である。また、旧来からの諏訪氏の本領地とみられるもの(2)の(a)、(3)の(b)、(4)、(6)の(b)もあるが、(12)は(4)の替地であるから、大凡、旧武田給人領の分配という原則に則っているといっていだらう。従って、旧武田給人から、諏訪氏の支配に、給人として入った多くの給人は、例えば、(3)の(a)、(10)の如くに、本領を安堵されたものとみられるのである。

(甲) 宛行の理由と条件——知られるもののみを記すと次の如くである。

- (1) 依小恩、難進退段訴訟に付而（中略）為重恩
- (2) 武具等都而嚴重可有奉公者也
- (3) 去年以来嗜壹疋、就勲奉公（中略）自分之鉄砲玉薬仕度仕、奉公可相勲者也、
- (4) 此内式貫文者、為恩地与出置、自分鉄砲嗜、可致奉公者也、
- (5) 副祝職進置候（中略）両度之御神事可被相勲嚴重者也
- (6) 燈明無怠慢可為肝要者也
- (7) 門番以下堅可相勲者也
- (8) 奉公無油断可相勲者也
- (9) 可抽奉公者也
- (10) 然者自面々、鉄砲・玉薬・武具以下嗜之可奉公者也

宛行の理由の知られるものは、(1)(4)(7)であるが、(7)は神事に関するものである故に、これを別とすると、(1)(4)、共に「小恩」であることを理由にしている。また、給恩の条件の判明しているものも(7)、(8)の神事再興に関するものを除くと、主として、軍備・勲役の励行である。以上の点から、この時期の宛行の基本方針はだいたい分明する。

以上、若干の検討より知られるように、諏訪氏の権力構造は、大凡、武田時代の給人の存在型態を継承し、それに、鉄砲を主とした軍事力強化を主眼とした部分的再編成を行なったものといえる。

それを、基礎構造の側面からみると、注目すべきは、まず前掲文出村の文右衛門尉の例であろう。以下若干の検討を行うこととする。

史料(6)の全文は、以下の如くである。

「 追而四百文者年貢可相済者也 以上、

田辺之内、弥七郎引後、畠壹貫貳百文、同所鑑田壹貫仁百文、此内貳貫文者、為恩地与出置、自分鉄炮嗜、可致奉公者也 以上、

天正十一年癸

(頼忠朱印) 八月七日

踏出之文右衛門尉

即ち、文右衛門尉を、軍役衆としてとりたて、二貫四百文の土地を与え、そのうち二貫文は「恩地」としての知行地とし、残り四百文は、文右衛門尉が年貢を負担すべきものと定めている。こうして、この史料は、かなり、当時の知行のあり方を明示しているといえる。即ち、知行は、その内容として、経営所有権をも含むのであり、従って、その知行のうちには、「恩地」と「年貢」負担地を含んでいるのである。

ところで、次の史料がある。

「 (頼忠朱印)

文出村印判衆

幕藩制的秩序の形成過程

出雲

与三右衛門尉

右衛門尉

右三人相定候間、大細事共奉公趣之儀、聊無沙汰有間敷者也、仍如件、

天正拾二年<sup>甲申</sup>

十月廿六日

文出村の「印判衆」三人を定めたものであるが、次の日付の史料は、

「（頼忠朱印）

定

染物役令免許畢、然者陣留主中、門番可奉公者也、仍如件、

天正十仁年<sup>甲申</sup>

十月廿七日

与三右衛門尉

右衛門尉

文右衛門尉

(15)

┌

とある。踏出は、文出に誤りないし、文右衛門尉は、出雲であることは、これもほど誤りないものと考えられる。

(14)

┌



ここで、武田支配の遺制たる印判衆を、その軍事的要請から積極的に設定していることを知りうる。

以上のことから、頼忠は、有力名主百姓に「恩地」を与えることによって、軍役衆にとりたて、それと共に、数人の有力名主を「印判衆」として把握し、奉公方一切の沙汰を行わせたのである。そして、その軍役衆は「印判衆」の頭領たる地位を持っていたであろうし、その意味で、これらの新參軍役衆は、「印判衆」の一員でもあったのである。そして、このような新軍役衆の設定、「印判衆」の設定は、この時期に於いては、鉄炮を主体とした軍事力編成の要求から行われたという時代的特徴は、疑いえないところである。

以上の検討を通じて、われわれは、頼忠時代の諏訪の情勢について若干の考察を行なって来た。ここでは、基礎構造の側面では、依然として、武田支配下の時代の様相を大きく越えたものとはいえないが、また、頼忠の支配構造もまた、同様な特徴をもっていた。しかし、たゞ注目すべきことは、諏訪氏が、徳川氏と結ぶことによって、譜代大名化の道を、中に、鉄炮を中心とする軍事力強化を含みながら、進んでいったということである。そして、かの千野氏は、その動向のなかで、諏訪氏の部将としての地位に定着することとなり、ともかく、名実共に、諏訪氏の諏訪支配が実現したということである。

この動向を、決定的にしたのは、小田原陣であったし、さらにそれにつぐ、徳川氏の関八州への移封であった。これによって、諏訪氏は、武州奈良梨、羽生、蛭川の地に、転封されたのである。そして、諏訪郡支配は、日根野高吉の手に帰した。

諏訪氏は、文禄元年、給領の分散を訴えて「一所之地御訴訟申上」、上州総社に転封され、頼水が家督をついだ。<sup>(16)</sup>こ

の間、諏訪の地では、いわゆる「太閤検地」が実施されたのである。

#### 四 幕藩制の原理的確立

諏訪氏に代って、諏訪郡が日根野高吉の所領となり、その支配を交替したのは、天正一八年七月の事である。この、諏訪氏の、武州転封は、諏訪藩制史上、きわめて重要な意味をもつが、われわれは、その事を確定するために、日根野治政期、もっとも重要な政策である太閤検地を検討することにする。

もちろん、ここでいう右の意味は、史料的な限界もあり、太閤検地そのものの歴史的意義を説明しようとすることを第一の目的とする検討ではない。むしろ、特定の検地帳を素材として、天正一八年段階の諏訪の基礎構造を、明らかにしたいというのがその視角である。その意味で、ここでは、天正一八年二月付の、「塩沢検地帳」をとりあげることにする。<sup>(17)</sup>

諏訪の太閤検地帳は、当帳の他に、天正一八年「山裏北大塩村田細引得帳」<sup>(18)</sup>、「真志野村外山畠帳」<sup>(19)</sup>や、文禄四年と伝えられる「中沢村み出名寄帳」<sup>(20)</sup>等がある。しかし、後二者は、表題に明らかなく、「山畠帳」「見出名寄帳」であって、検地帳からいえば特殊なものである。

そこで「北大塩村田畑引得帳」が問題であるが、この「引得帳」は、塩沢「検地帳」と、全く同一の記載であり、たゞ、塩沢検地帳が、引得帳と同じ記載の後に、九六筆の余分な記載を含んでいる。この形の差から、筆者は引得帳が、塩沢検地帳の一部を写したのではないかと考えるのであるが、何れにしても確定はしがたい。たゞ、塩沢

検地帳の裏には、「寛永九年灰原田村両角作内分外指出書」が記されており、「引得帳」の表紙に、「天正拾八年より延宝九酉年迄九拾貳年ニ成」と記されている所よりみれば、「検地帳」の方が、はるかに早く書写されたものとみることが出来る。恐らく、引得帳は、検地帳を、延宝九年前後に、書写したものではなからうかと考える。

ところで、この「検地帳」は、村全体を三つにわけて記し、その各地域毎に、田方、畠方に更らにわけて記している。しかも前・後欠であるために、第一の地域の田方と、第三の地域の畠方（屋敷を含む）とが充たでない。しかし、前・後欠にかかわらず、なお、この検地帳が、塩沢村の検地帳として検討に耐えうるものであることは、次の理由による。即ち、「天正十八年八月朔日、徳川公御家来伊奈熊蔵忠勝様、諏訪郡御検地御高帳」<sup>(21)</sup>は、諏訪郡の「石直し」を示すきわめて重要な史料であるが、それによると、塩沢郷の高は、二三一石一斗五升である。それに対し、この「検地帳」の示す石高の総計は、二二八石五斗二升二合であり、差は、わずか三石にすぎない。従って、前・後欠の部分は、ごく僅かであるといいうべく思われる。たゞ、決定的なことは、後欠部分に含まれたに違いない数筆の屋敷記載が明らかでないことであり、この点は十分に配慮さるべきであらう。

この検地帳を一見して知られる所は、

「中田 水せい 五畝歩 七斗五升      うせい 市右衛門」

の如き、「失人」記載が非常に多いことである。従って、この「失人」記載を中心に、整理・検討してみよう。記載型式によって名請人を五つの型にわけることとする。

〔I〕型は、次の如き記載からのみなる所持百姓、

「下島 式畝十七歩 壹斗八升式合 なかの目市之丞」

〔II〕型は、次の如き記載からのみなる所持百姓

「中田 本そい 五畝歩 七斗五升 うせ人 市右衛門」

〔III〕型は、次の二つの記載型式からのみなる所持百姓

(a) 「下畑 同所 九畝十二歩 六斗五升八合 うせ人 新右衛門

太郎左衛門ト成」

(b) 「下畑 同 壹反三畝歩 九斗壹升 うせ人 新右衛門」

〔IV〕型は、次の二つの記載型式よりなる所持百姓

(a) 「下島 同所 六畝 三斗六升 善四良」

(b) 「中田 同所 壹反六畝廿六歩 式石五斗三升 うせ人 善四良」

〔V〕型は、次の三つの記載型式よりなる所持百姓

(a) 「下島 同所 四畝廿三歩 三斗三升六合 うせ人 右衛門丞

弟清十郎ト成」

(b) 「中島 同所 九畝十歩 七斗四升五合 うせ人 右衛門丞」

(c) 「下島 同所 式畝十歩 壹斗六升九合 右衛門丞」

もちろん、これらの分類は、検地帳の記載のしかたに関連する。若干その検討をしておこう。〔V〕及び〔IV〕に属するものは次の各二人である。(表(1)・表(2))

〔表 1〕

名 請 人	肩 書	註 書	地 積	
吉田 右衛門丞	「失人」 「失人」	「弟清十郎ト成」 ナ シ	畝 歩 畠 67.03	〔V〕
			田 43.02	
	畠 108.29			
	屋 3.00			
	ナ シ	ナ シ	畠 16.20	
鷹目 清右衛門	「失人」 「失人」	「弟市兵衛ト成」 ナ シ	畠 22.16	〔IV〕
			屋 1.18	
	畠 58.17			
	畠 11.06			
	ナ シ	ナ シ		

〔表 2〕

善 四 郎	「失人」 ナ シ		田 22.14	〔IV〕
			畠 8.27	
			屋 4.00	
			畠 30.00	
吉田 七郎左衛門	「失人」 ナ シ		畠 68.00	〔IV〕
			畠 19.08	

従って、殊に、〔V〕の(c)の記載は、(a)、(b)の何れかに当然入るべきものかもしれない。〔IV〕の場合もまた、名請人は両方とも「本人」なのであって、記載型式の上で、それが略記されたものとみてよいのかも知れない。

〔III〕についてみると(表(3))、六人に関し、量的には(b)の型式が多いことが知られる。この場合、明らかに、「失人」という記載は、その耕地が無主地となっていることを示すのであるから、量的には、「失人」の結果、〔III〕の場合に於いても、耕作放棄されたことを示している。〔II〕の場合も同様であることはいうまでもない。地積からいえば、表(4)の如くである。即ち、少なくとも、耕地全体の、三七・七％は

[表 3]

名 諸 人	肩書	註 書	地 積
市 右 衛 門	失人 "	宗 兵 衛 ト 成 ナ シ	田 24.20
			田 5.00
			畑 7.08
新 右 衛 門	" "	太郎左衛門ト成 ナ シ	畠 9.17
			屋 4.00
			田 7.10 畑 28.02
二 郎 左 衛 門	" "	弟 与 兵 衛 ト 成 ナ シ	畠 5.16
			田 99.25
			畠 155.27 屋 8.05
新 左 衛 門	" "	善 九 郎 ト 成 ナ シ	畠 99.04 0
吉 田 七 郎 右 衛 門	" "	新 六 ト 成 ナ シ	畠 3.22
			田 34.20
			畑 14.20
い も じ や 与 五 右 衛 門	" "	清 左 衛 門 ト 成 ナ シ	田 1.05
			田 25.25
			畠 61.24

[III]

無主地となっていることは明らかである。

以上の検討から、天正一八年段階に於いて、少なくとも三七・七%の無主地があり、それが「失人」に基くものであることが示された。そこで、次にこれらの[I]、[V]の各々の型の階層性をみることにしよう(表(5))。また、序でに、[I]、[II]のなかで、その所持地の内容をみるために、畠のみを名請する者は表(6)の如くである。さらに、表(3)表(1)に示した「誰某ト成」の誰某と、[I]との関連を示しておく(表(7))。

資料の提示を行なった。そこで、これらの資料を総合的に理解することが次の課題である。まず、太閤検地以前の構造から考察しよう。表(5)、表(6)よりみると、われわれは、おおよそ、それを次のように考えることが出来る。即ち、

〔表 4〕

型	関係全耕地	左のうち 「無主地」	関係全耕 地計	左のうち 「無主地」 計
I	田 383.26	畝 0	1248.22	0
	畠 849.29	0		
	屋 14.27	0		
II	田 32.00	32.00	262.04	262.04
	畠 226.04	226.04		
	屋 4.00	4.00		
III	田 198.15	172.20	595.10	398.16
	畠 485.20	217.21		
	屋 12.05	8.05		
IV	田 22.14	22.14	152.19	103.11
	畠 126.05	76.27		
	屋 4.00	4.00		
V	田 43.02	43.02	332.21	213.13
	畠 285.01	167.16		
	屋 4.18	3.00		
総計	田 680.07	270.06	(39.7%)	
	畠 1872.29	688.08	(36.8%)	
	屋 39.20	19.05	(47.6%)	
	計 2592.29	977.19	(37.7%)	

農民層は、その所持地の分布よりみて、九反乃至一町歩以上（以下上層と称する）、一町〜三乃至四反の層（中層）、四反乃至三反以下（下層）の三層に、わけることが出来る。そして、上層農民は、恐らく、御館層であるといえるだろう。

このことを実証することは、殆ど不可能に近い。たゞそれを徴すべき事実を求めれば、表(7)について、みる事が出来る。

来る。即ち、表(7)に於いて、註記の無い善九郎は、恐らく、新左衛門の弟、或いはそれに近い血縁の者であろう。とすると、〔III〕及び〔V〕の名請人のうち、上層に含まれる農民の全ては、たとえ、彼が「失人」となったにせよ、彼の弟を中心とする血縁者が、その名請地の相続人として現存している点に於いて、中・下層とは全く異なるのである。しかも、その弟及び血縁者が、〔I〕には名を現わさないものであるということと結んで考えると、この、上層農民の

〔表 5〕

	〔I〕	〔II〕	〔III〕	〔IV〕	〔V〕	計
畝 300						
200			1(1)		1(1)	2( 2)
150	1(1)					1( 1)
100						
90			1			1
80	4	1(1)	1	1	1(1)	8( 2)
70	3(2)					3( 2)
60				1(1)		1( 1)
50	1		1			2
40	1		1(1)			2( 1)
30	2	1	1			4
20	3	4				7
10	4(2)	1				5( 2)
5	5(2)	1				6( 2)
0	8	2				10
計	32(7)	10(1)	6(2)	2(1)	2(2)	52(13)

( ) 内屋敷所持人数。

但、屋敷は他にもあるであろうことは前述。

家族型態は、他の階層と異り、御館経営に固有な複合型態の家族構成を、なお強固にもっていたものといえるのである。

この、上層Ⅱ御館百姓と、僥役労働制的関係を結んでいたのが、下層Ⅱ被官百姓である。殊に、被官百姓の共通した特性である畠作地のみ名請が、表(6)によって、この階層に特徴的であることは、右のこの証左でもある。彼らが、自己の経営を畠作地を主体とした型態で所有し、その剰余労働を、御館経営の耕作に、ほぼ完全に搾取されていたであろうことは、殆ど疑いようがない。そして、この下層百姓のなかで、過半をしめる畠作地のみ名請という事実は、この畠作地名請下層百姓が、よりいっそう強い被官関係にあったことを示すと共に、御館経営の強固さを物語っている。

〔表 6〕

	〔I〕	〔II〕
畝 300		
200		
150		
100		
90		
80		1(1)
70		
60		
50	1	
40		
30		
20	2	4
10	3(1)	1
5	3(1)	1
0	7	2
計	16(2)	9(1)



〔表 7〕

幕藩制的秩序の形成過程

	市兵衛	清十郎	善九郎	与兵衛	新六	清左衛門	太郎左衛門	宗兵衛
{ I } として { 田 畠	/	/	/	/	13.22	29.15	19.26 61.03	5.16
{ III } 名請百姓より { 二郎左衛門より 新左衛門より 市右衛門より 新右衛門より 七郎右衛門より 与五右衛門より	畠 畠 田 畠屋 畠 田		99.04	5.16			9.17 4.00	24.20
{ V } より { 右衛門丞より 清右衛門より	畠 畠	22.16	67.03					
計 { 田 畠 屋	22.16	67.03	99.04	5.16	17.14	30.20	19.26 70.20 4.00	30.06
計	22.16	67.03	99.04	5.16	17.14	30.20	94.16	30.06
註	清右衛門弟	右衛門丞弟		二郎左衛門弟				

次に、中層の農民たちは、何れにせよ、右の二階層の農民の中間的表現である。そこで、右の二階層の理解よりみると、七〇八反層と（中上層という）それ以下とは、一応区別できる。即ち、中下層ともいうべき四〇五反層は、当然、下層農民のうち、田畠名請人の上層と考えられ、前述のような被官百姓の成長した姿としてよい。表(5)(6)とを、比較

検討すれば知られる如く、名請地の小さな農民程、畠地のみの名請農民数の占める比率が大きい。ということは、最も自立の遅れた被官百姓程畠作地のみの名請を主体とすることを示しており、被官百姓の成長は、その経営地規模の増大と共に、水田耕作を、その経営内容に含みこんで行くということである。そして、いっぽうに、前述の如き、なお強固な御館経営を残しつつも、他方では、その崩壊の様相が、このような形で、明確に現れているということである。かくして、中上層は、これらの、被官百姓の自立化の現象の、対極として現れる御館経営の崩壊しつつある、又は崩壊・変質した階層として理解出来る。以上のことから、中層農民階層は、それ自体、小農民自立の動向を集中的に表現しており、経営面からいえば、何れにせよ、家族労働のみによる自営農であろうことは、いうまでもないことである。

以上の検討を、太閤検地以前において求めるならば、史料的には、「天正七年<sup>卯</sup>〔内神長殿知行御検地帳〕<sup>(22)</sup>」しかない。これについて若干考察すると、次の如くである。この、検地は年貢高である貫文高の改出<sup>II</sup>加重のために行われたものであり、現に、九一%余の改出を表現している。即ち、表(8)にみられるように、これだけの改出を可能にしたような生産力の発展があったことを、まず示している。次に、本来、この時点以前に於いて、基本階層であった名主は、その経営内に、田畠を始め、屋敷をもち、さらに、恐らくは、採草地たる林を、地付山として含んでいたであろうことを示している。屋敷に関しては、必ず、

「家老軒諸役有公方へ

八升蒔屋敷

同人」

「家老間諸役有

仁升蒔屋敷 同人」

という記載型式になっていることが、右のことを示している。

しかし、基本階層が、右の如くであったにせよ、また、基本階層維持の意図に変わりがなかったにせよ、改出を効果的に行うためには、その程度に差はあれ、現実の経営関係を無視することが出来ないのはいうまでもない。表(8)は、生産力の発展に伴い、その基礎構造の変動しつつある姿を、如実に示しているといえる。即ち、基本階層以外の、農民が記載され、殊に、「縫殿左衛門被官」「小作四郎左衛門」の如き、記載が典型的であるが、被官百姓が、少なからず、記載されるに至っている。この状態が、これより一〇年間進展したときに、恐らくは、本項でみた如き様相を示すに至ったものと考えることが出来るだろう。

以上に於いて、われわれは、天正一〇年代の、農民層を三つの階層に於いて検討して来た。ところで、この階層性を前提に、「失人」及び「太閤検地」の諏訪における意義を確定する必要がある。

近世初頭における農民離村の問題は、一に、諏訪のみの問題だけでなく、一般的全国的問題であることは、すでに、周知の事である。その場合、多くの指摘は、戦乱期における農業経営の不安定にその理由をみている。これに対し筆者は、その一般的見解は、経済的現象の原因を、経済外的理由に求めることとなる不合理を犯しているという観点の下に、その理由は、基礎構造の変革に伴う経済的動向に求むるべきであることを指摘したことがある。<sup>(23)</sup>この点につき表(5)から検討を始めよう。まづ明らかかなことは、「失人」は決して、下層百姓ではないのであって、「上層」百姓に庄

〔表 8〕

	田		畑		屋敷	貫文計	左のうち		
	蒔	貫文	蒔	貫文			本年貢	改出	
源 兵 衛	合	文	合	文	合	文	文	文	林間50間×20間 (50文) 林少有(10文)
与一左衛門	360	5961	930	3200	135	9210	4390	4820	
七郎右衛門尉	160	2110	290	670	40	3790	1250	2540	
縫殿左衛門	165	2175	45	675	80	2850	1800	1050	5升畑(150文) 小作四郎左衛門 林三方ニ有(100文)
又 三 郎	75	938	500	1200	90	2258	1700	558	
市右衛門尉	90	1080	175	720		1800	1400	400	
式部左衛門尉	35	455	320	1095	20	1550	500	1050	林三方ニ有(38文) 林少有(30文)
	45	675	215	713	40	1388	650	688	
	60	720	145	595		1315	815	500	
惣 右 衛 門	65	820	70	219	80	1068	500	568	林 30 間× 8 間 (50文)
彦 七 郎 門 尉	45	636	135	358	20	1024	400	624	
縫殿左衛門官	75	884				884	500	384	
被 清 次 郎	65	850				850	400	450	林 30 間× 8 間 (50文)
彦 十 郎			180	664		664	440	224	
左衛門三郎	25	345				345	330	15	
縫殿右衛門			80	238	70	238	150	88	林 30 間× 8 間 (50文)
	10	80	35	76	100	206	50	156	
与 六			80	164		164	100	64	
寺 沢 之 門	95	1160				1160	650	510	林 30 間× 8 間 (50文)
二 郎 右 衛 門 尉	45	662				662	400	262	
寺 甚 沢 衛 門 之 門			155	585		585	400	185	
田 右 端 衛 門 之 門	30	250				250	?	?	林 30 間× 8 間 (50文)
彦 右 / 六 木 之 郎									
鵜 弥 柴 衛 門			60	138		138	50	88	
神 彦 子 右 衛 門									
計						32398	16925	15473	

倒的に多いということである。

さきに、ふれた如く、〔IV〕〔V〕が、記載について、「失人」と肩書されていないものが、事実「失人」無主地となっていないものとしても、事態は変わらない。即ち、それは、「失人」記載が欠けている場合のみについて、〔I〕に事実上包含されてしまうからである。

この「失人」が圧倒的に、上層御館百姓に多いということは、決して、その「失人」の理由を、社会的不安のみに還元出来ないことを意味する。それは、やはり、基本的には前述のような御館経営の崩壊過程の現象として理解しなければならぬのである。このことは、中々下層農民の「失人」によって支持される。つまり、中々下層の「失人」は、〔II〕の農民に典型的であり、それは表(6)より明らか如く、実に、一〇人のうち、九人迄が、畠のみの名請百姓であるという注目すべき特徴をもっている。即ち、〔II〕の農民は、御館経営の崩壊という基本動向を前提に、その「御館」と共に「失人」となったところの、未だ隷属性の強い被官百姓だったことを、この事実は示している。

ところで、このような「失人」は、歴史過程として、どのように行われたのであろうか。われわれは、諏訪氏が、天正年間、新軍役衆と新印判衆とを設定していった事実と、その諏訪氏が、この検地の半年以前に、転封された事実とを想起こさなければならぬ。このことから、次のように考えられる。これらの御館百姓は、恐らく、この、諏訪氏によって新たに編成された軍役衆乃至印判衆だったのであろうと。そして、これらの軍役衆・印判衆は、恐らく、当時の軍事力強化の時代的要請の上に、諏訪氏の軍役衆として、転封の際隨身したものであろうと。

このような情勢の下に、太閤検地は実施されたのである。従って、そこに展開された農民把握は、その萌生しつつ

ある小農経営自立発展の基本動向に於いて行う以外に途はなかったのである。だからこそ、「失人」の弟や血縁者に、「失人」の名請地全てを名請させるのではなく、残余の地は無主地としてもその新名請人が、小農として経営可能な程度のみを名請させたのである。それ以外に、年貢搾取は不可能だったからである。

もちろん、全ての御館百姓が「失人」となったのではない。それ故、依然として、御館被官関係が残存していただろう。しかし、特徴的なことは、この期以後は、もはや、彼らは、御館としては発展出来ないことである。

以上、述べた如く、諏訪の天正年間の基礎構造は、大きな変革期にあったのであり、それを、諏訪氏の転封が非常に大きく促進させる要因となるいっぽう、太閤検地は、正確に、その基本動向を把握し、今後の諏訪の基礎構造展開の礎としたのであった。

右の変動が、前述の如き基本動向によって支えられる以上、その変動は、急激にはやまない。慶長一八年三月日、諏訪因幡守が、幕府奉行衆にあてた「信州諏訪郡高辻<sup>(24)</sup>」によれば、諏訪七九ヶ村に付き、

「高辻合式万六千九百九拾四石壹升七合、

此内毛付

合壹万九千五百五拾六石参斗壹升壹合四夕」

である。即ち毛付高は本高の七〇％にすぎず、依然として、三〇％が、毛付不可能となっている。その個々の村については、すでに報告せられているが、一般的に、農村に於いては、平野部が、毛付率が少ないという特徴をもっている。このことは、前述の変動が、平野部に於いて、殊に著しく展開したことの証左であるといえる。

この情勢の下に、展開した日根野の政策は、殆ど不明であるが、中に特徴的なものが次の掟である。

「あん、

一、神戸むら四百五十石、たかたう一さく七物なりにあつけ申候、ゆたんなく、ねんくとうさたし候べく候事。  
一、此うちなかればの事、せかくつくりつかまつるへく候、かはうせの事つかせ申へく候、あきけのうゑにて、けんみをさせ、とり申へく候事、

一、たいしょういんぶん、のそみしたひ、つくり候へく候、これもあきけんみして、とり申へく候事。

一、みしんかた事たう、すへにりふんなしに、おさめつかまつるへき事、うせ人のもの共、いづれも三人のものとして、めしかへし候へく候事。

一、かひやうへ、少内兩人けんみ之ちやうにて、さんよう候へく候事

慶長三

三月廿一日（黒印）

神戸百姓中、

与右衛門

源七郎

神七郎

(25)

神戸村は、天正一八年、及び慶長一八年の高辻帳で、何れも村高四四〇石であり、慶長一八年の毛附高は二〇八石四斗七升となっている。それに対し、高四五〇石に結び一作七つ物成に定めて、農民三人に「預け」しているのである。

流れ場及び大正院分の検見部分を除いて、結局、年貢高三一〇石を請負わせているのであるが、新封の大名として、事实上、貢相賦課の方法は、当面このような方法以外に不可能だったのであろう。しかし、この方法は、決して、旧来の村落支配をそのまま容認しているという評価は正しくない。それは、まず、前述のような、基本動向が、依然として継承されていることを、要因として考えねばならないし、また、ここに賦課されている年貢高が、殆ど負担可能に近い程の高さであり、決して、いわゆる「作合い」を可能にしえないであろうからである。

しかし、又反面で、日根野の郷村支配が、このような形のものであったことは、慶長五年まで続いたその支配も、太閤検地以外、それ程の成果を収めえないうちに、終了したであろうことは、予想に難くないところである。

(1) 天正一八年以前、頼忠の下に参集した諸武士のうち、「藩譜私集」(22、23、24)によって知りうる分については、次の如くである。なお、藩譜私集は、天保年間、鵜飼伝右衛門盈進の著した、藩士の家譜集であり、若干の欠除部分があるために、記載は完全でない。従って、次の表も、同じ欠陥をもっている。

(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	人 名	旧 歴	所 領
両角内記	牛山周防	赤沼兵部	山中内記	千野昌房	有賀城主 旧武田臣	八〇〇石 二三〇石 奉行職	上州供奉 上州供奉セズ 日根野ニ仕ウ 上州供奉 住古田邑
						横内郷ニ住後移赤沼郷 五〇石 住上桑原郷 二〇〇石	千葉流 22 5上 58



幕藩制的秩序の形成過程

(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	
岩本勘兵衛	小平浅太夫	三村新右衛門	河西八兵衛	久保島庄右衛門	宮下某	菅沼甚五左衛門	菅沼磯右衛門	高山甚丞	有賀重右衛門	三輪左平次	武井郷右衛門	三沢主膳亮	三沢五兵衛	両角筑後	両角伝兵衛	両角惣兵衛	
旧武田人臣	旧武田臣	旧小笠原臣	旧武田臣	旧武田臣		旧武田臣	旧武田臣		旧武田臣		旧武田臣			旧武田臣	旧武田臣	旧武田臣	
御米御頭	足輕小頭	三〇俵		一〇〇石		五〇石	住神戸郷	一五〇石		住武居郷	住西堀郷	御合力米賜	一四〇石	住古田村	住古田郷	住古田郷	住埴原田郷
					後浪人		上州供奉		上州供奉	後浪人				上州供奉		上州供奉	
			甲	近	美	美	美	信	諏	尾					甲	美	
			州	江	濃	濃	濃	州	訪	張					州	濃	
20中	142	144	137	130	118	115	111	107	104	95	93	87	84	71	67	60	

(23)	小出藤四郎	旧武田臣	二六ノ文	後浪人	信州	51
(24)	諏訪右衛門	旧武田臣	一五〇石 下金子郷住			76
(25)	千野房清	旧武田臣 大熊花岡城主	一三〇〇石		諏訪	81
(26)	上原源右衛門	旧信長臣	一四〇石 古田邑住	上州供奉	諏訪	109
(27)	川瀬瀨左衛門	後浪人		後浪人	信州	125
(28)	松村弥一					136
(29)	小平信正	旧武田臣		後浪人		143
(30)	保延河内		一〇〇石 上原村住	上州供奉	奥州	149
(31)	藤森嘉右衛門	旧武田臣	千野郷住	上州供奉セズ	奥州	81下
(32)	小平甚五右衛門		五〇石			86
(33)	溝口又左衛門	旧武田臣	五〇石			126
(34)	矢崎兵太夫	旧武田臣	一五〇石	上州供奉		135

以上に知られる三四例についてみればわかる如く、主要な部分は、武田氏の麾下として編成されていたものであった。しかも、少なからざる例に、古田、金子、上原、千野、桑原、埴原田等の各地に居住していることが記されており、このことは、武田の家臣化し、かつ、この初期の諏訪氏の権力の基礎となった給人層が、強い在地性をもっていたことを示している。

(2) 上社神長官家文書(15—53)

(3) 諏訪家譜、頼忠の条(27—21)

(4) 信濃史料 卷十五、同年月日条。

(5) 諏訪家文書(16—7)

(6) 諏訪家譜所収文書(16—72)

(7) 千野文書(16—17)

(8) 小沢文書(16—36)

(9) 藩譜私集所収(22—75)

(10) 千野文書(16—21)

(11) 神氏系図(28—21) 神長守矢氏系譜(26—62)

(12) 神長官家文書(15—51)

(13) 以下、宛行状、及び法度について表記する。

年代 史料名

(1) 天正10年 小平儀太夫宛 宛行状

(2) " 小沢源七郎宛 "

(3) " 榎原六之丞宛 "

(4) 天正11年 河西佐渡安宛 "

(5) " 随竹庵宛 "

(6) " 踏出文右衛門尉宛 "

(7) " 副祝山田新七郎宛 "

幕藩制的秩序の形成過程

- (8) " 井之坊宛
- (9) " 藤森又兵衛宛
- (10) 天正12年 小井出藤四郎宛
- (11) " 平出清右衛門宛
- (12) 天正14年 河西和泉守宛
- (13) 天正11年 安国寺門前衆宛 法度
- (14) " 仏法寺宛 定書
- (15) " 慈雲寺宛 禁制
- (16) 天正10年 文出印判衆宛 定書
- (17) 天正17年 柳沢主随佐宛 預状
- 右の史料典拠は次の如くである。
- (1) 小平文書(16—25) (2) 辰野文書(29—12) (3) 落原拾葉 四八卷 (4) 河西文書(16—26) (5) 小池文書(16—37) (6) 飯田文書(16—37) (7) 副祝家文書(15—109) (8) 挑井文書(29—3) (9) 藤森文書(26—14) (10) 工藤文書(16—14) (11) 平出文書(16—37) (12) 河西文書(16—26) (13) 安国寺文書(16—52)
- (14) 飯田家文書(16—37) (15) 矢島文書(16—78) (16) 飯田文書(16—37) (17) 上社大祝家文書(15—14)
- (15) 同右(16—38)
- (16) 諏訪家譜、頼忠・頼水の条。

- (17) 塩沢区有文書 (31—1)
- (18) 北大塩区有文書 (30)
- (19) 真志野区有文書 (30)
- (20) 中沢区有文書 (31—12)
- (21) 諏訪郡諸村並旧蹟年代記 (14—56)
- (22) 守矢家文書 (12—1)
- (23) 拙稿「藩制史の諸問題」(歴史学研究二三二号)
- (24) 山中家文書 (12—1)
- (25) 神戸区文書 (16—44)

### 一 応の帰結

以上、項を分つて、武田・諏訪・日根野三代の支配における諏訪の、地域支配の構造を見て来た。そのそれぞれの段階における特徴は、行論中にまとめて来たところであり、再録の必要はないだろう。

ただ、総括的に、検討した場合、筆者が本稿で扱った素材は、後進地における幕藩制的秩序の成立過程の一つの典型を示すものと考ええる。この場合、後進地という概念は、その権力構成の側面においても、また基礎構造展開の側面においても、幕藩制的秩序を、内発的必然として生み出しえなかった地域類型をさしている。従って、その幕藩制的秩序の形成は、外的契機によって内的発展を展開・促進し、両者のからみ合いの下で、実現するという形をとる。

諏訪における、その外的契機は、武田氏権力の侵入であり、徳川・北条権力の圧迫であり、諏訪氏の転封であったのである。それに対する内的発展は、諏訪神社の、伝統的権威の動揺・千野氏を代表とする戦国部将権力構成の萌生と発展、地侍・印判衆の在地農村からの完全な分離、として現れてくる。

こうして、最終的に、作り出された事態は、小農経営への生産力的基礎を確定し、兵農分離を強行・実現したところの権力構造であり、この意味で、それは、全き幕藩制的権力構造であったのである。これを、諏訪氏に注目すれば、諏訪氏の関東転封は、少くも、(1)、大祝権威と、諏訪氏権力との完全な分離、(2)、千野氏の戦国大名的発展の完全な阻止、(3)、完全に兵農分離を実現した形での新封地支配の三点を実現したのである。

従って、諏訪氏権力も、譜代部将としての地位に基き、幕藩領主権力としての転態を遂げ、諏訪の地域社会もまた、日根野氏支配の下に、殊に、太閤検地を基軸として、幕藩制的秩序を形成していったのである。この両者は、慶長六年の諏訪氏の帰封によって結合し、諏訪藩政を展開するが、それについては、稿を改めることとする。

なお、本稿を作製するに当り、史料蒐集の上で諏訪教育会、諏訪史談会の多くの方々に援助をうけたことを感謝して附記する。